

すみだ女性センターのあり方に係る検討状況について

1 検討の経緯等

(1) 検討組織

すみだ女性センター（以下「女性センター」という。）は、平成28年度策定の第2次墨田区公共施設マネジメント実行計画において「民間活力の活用を検討する」施設に位置付けられたことから、庁内に検討組織を設け、平成30年9月から検討を行ってきた。

(2) 検討概要

民営化については、指定管理者制度導入の可能性を含め検討してきたが、次の観点から、区の直営に基づく業務委託の拡充が適切と判断した。

今後は、これを前提とした施設のあり方について行政改革の観点から見直しを行うとともに、管理業務の委託化を段階的に推進することによって、施設機能の充実と運営の効率化を図りながら男女共同参画や多様な性の尊重に係る施策（以下「男女共同参画施策」という。）の一層の推進を図っていく。

① 男女共同参画施策の推進拠点としての位置付け

女性センターは、男女共同参画施策の推進拠点であることから、指定管理者よりも行政主体である区が運営するのが適切である。

② 個人情報の取扱いと緊急時対応の必要性

女性のためのカウンセリングや相談事業は、センシティブな個人情報が含まれるほか、状況により警察や医療機関等との連携等、迅速な判断と対応が求められることから、区が責任をもって担う必要がある。

③ 区民等との協働の確保

開館当初から女性センター運営委員会等を通じて区民等との協働により講座の実施や広報等の運営を行ってきた経緯があり、今後もこの協働体制を維持・発展させていく必要がある。

④ 他区の状況分析

指定管理者制度を導入している4区（港区、文京区、大田区、練馬区）を調査した結果、指定管理を受託できる事業者の少ないことが判明したほか、前記①～③の事項に係る水準を満たす事業者の確保は困難であり、仮に確保できたとしても将来に向けた持続可能性が見通せない。

2 今後の方向性

(1) 男女共同参画施策の推進拠点としての位置付け

「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」及び前記1の検討に伴い、女性センターのあり方について次のとおり見直しを行った。これを踏まえ、施設の名称についても変更する（「(仮称)すみだ共生社会推進センター」とする予定）。なお、愛称名（現在は「すずかけ」）は、変更するかどうかも含め、別途、検討する。

- ① 多様な性を尊重し、固定的な役割分担意識及び性別に起因する格差・差別の解消促進を目的とした啓発事業を実施する。
 - ② 相談事業の更なる周知及び相談時間や相談項目等の充実を図る。
 - ③ 利用者の交流や活動促進を図るとともに施設の更なる利用率向上を目指し、墨田区内在住・在勤・在学の方だけでなく区外の方（以下「墨田区外の方」という。）も貸出施設の利用を可能とする。
 - ④ 図書館機能を活用し、男女共同参画社会の形成に資する情報発信を強化する。
- (2) 委託業務の拡大
区が担う施策推進に係る業務を除き、施設管理業務委託等の民間委託可能な業務については、段階的に委託化する。
- (3) 条例改正（現行条例の該当条項）
令和5年4月1日に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を施行することから、前記1のあり方を踏まえ、「すみだ女性センター条例」（以下「条例」という。）を改正する。
施設名称以外の主な改正内容は、次のとおり。
- ① 女性の自立及び社会参加の促進等の設置目的から、性の多様性を含む男女共同参画社会の実現に向けた理念を設置目的に盛り込む。（第1条 設置）
 - ② 貸出施設利用者を墨田区外の方に拡充する。（第4条 利用できる者の対象）
 - ③ 墨田区外の方が利用する場合の料金※を設定する。（第7条 使用料）
※5割相当額を加えた額とする予定
- (4) 施設の維持・改善
新たな「あり方」にふさわしい施設として、利用者の利便性向上等を図るための必要な改修を行う。

3 条例改正等のスケジュール（予定）

令和5年6月：条例の一部を改正する条例案を提案、施設名変更に関する関係機関への周知

令和6年4月：施行

10月：貸出施設の区外利用開始

※衛生設備等の施設改修を行う場合は、休館の時期を考慮する。